

登録支援機関支援マニュアル

株式会社エム・ツー・コーポレーション

2021年4月1日制定

1 基本理念

弊社は登録支援機関として「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」に基づき特定技能制度で定められた支援を実施していくと共に、現地から来る特定技能生に関しては、「聞く・読む・書く・考える・話す」を目的とした学習プログラム地盤に入国前に日本語・生活習慣を勉強し、円滑的な長期就労・日本語教育及び生活のサポートを実施します。

2 支援機関の人材体制

- ・ 特定技能所属機関に応じて支援責任者と担当者を1名決定する。
- ・ 責任者と担当者が異なる場合は情報を共有・管理し支援を行う。
- ・ 支援時には、母国語通訳を同席させる確な意思疎通を図ります、

3 マニュアル整備と運用

支援内容

- 1.事前ガイダンス（オンライン職業紹介・オンライン授業）
- 2.出入国する際の送迎
- 3.住居確保・生活に必要な契約支援
- 4.生活オリエンテーション
- 5.公的手続等への同行
- 6.日本語学習の機会の提供
- 7.相談・苦情への対応
- 8.日本人との交流促進
- 9.転職支援（人員整理等の場合）
- 10.定期的な面談・行政機関への通報

4 実績

関連会社では、ミャンマーの送り出し機関の子会社として30人以上の技能実習生等を日本に送り込んでいます。また、技能実習先が決まっているミャンマー人待機者50人居ます。

教育体制

- ・入国前教育として、日本語レベルに応じて月～金まで独自の学習スタイルで「聞く・読む・書く・考える・話す」の学習を実施。
- ・オンラインでの特定技能の勉強をできるシステムを低額で紹介する。
- ・日本で役立つ動画を見せ授業の中で理解を深める。
- ・定期的な日本人との交流を図り意思表示の大切さを学ばせる。
- ・日本での日本語学習の向上を支援するにあたって、月4回のオンラインでの勉強を提供する。

相談体制

- ・3か月に一回面談（オンライン・訪問）
- ・オンライン学習などの中で、アンケートなどをとり問題等、悩みがないか相談しやすい体制を作る。
- ・相談や悩みがある場合は、直ちに状況把握し日本語レベルに応じて母国語の通訳を交えて支援に努める。